

平成24年度 第1回宇部市特別職報酬等審議会会議録（要約）

日時 平成24年10月9日（火） 10時00分～12時10分

場所 市役所 本庁4階 第2委員会室

出席者

・出席委員8名

千葉 泰久 （宇部商工会議所 会頭） 会長
大田 明登 （弁護士） 会長職務代理
河野 直行 （宇部市漁業組合連合会 会長）
齊藤 貴利 （（社）宇部青年会議所 理事長）
豊田 房子 （国際ソロプチミスト宇部 会長）
畑山 邦佳 （連合山口中部地域協議会宇部地区会議 代表）
福田 幸三 （宇部市自治会連合会 会長）
脇 和也 （（株）宇部日報社 代表取締役社長）

・欠席委員2名

藤田 久子 （宇部市消費者の会 会長）
前田 文樹 （山口宇部農業協同組合 代表理事組合長）

・事務局

三輪 信則 （総務管理部長）
藤崎 昌治 （総務管理部次長）
村上 正和 （総務管理部職員課長）
島田 伸弘 （総務管理部職員課給与厚生係長）
上村 圭二 （総務管理部職員課人事研修係長）
田原 健太郎 （総務管理部職員課主任）
川本 満隆 （総務管理部職員課主任）

【議事等の要約】

委嘱状交付（市長より）

市長あいさつ

委員紹介

会長選出（条例に基づき委員の互選により、千葉委員を会長に選出）

会長あいさつ

職務代理者指名（条例に基づき会長から、大田委員を指定）

諮問書交付（市議会議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに非常勤職員の報酬の額の改定について諮問）

市長退室

議事

1 諮問書の補足説明と審議会の運営について

（会長） それでは、ただいま諮問書を受け取りましたが、これについて補足することがあれば、事務局からお願いします。

（事務局） 審議会でご審議いただく内容は、所管事項として市議会議長、副議長、常任委員長、常任副委員長、議会運営委員長、議会運営副委員長、議員の議員報酬月額と市長、副市長の給料の額、市長、副市長の退職手当の額、及び非常勤職員の報酬の額となっております。答申を受けて改定となれば、条例案、予算案を議会に提出する必要がありますので、答申

書のとりのまとめは、できれば、3回から4回の開催、期間については1ヶ月程度を目安にお願いしたいと存じます。

(会 長) ただいま諮問についての補足説明がありましたが、1ヶ月程度となると日程的に厳しいと思います。約2ヶ月間で、3回程度の会議の開催が適当と思われるのですが、いかがでしょうか。

また、公開の方法ですが、事務局で何か考えはありますか。

(事務局) 公開の方法としては、これまでは、委員の皆様には自由な意見交換、審議をしていただくために、会議は非公開とし、会議録は会議の審議状況がわかるように要点を記録し、宇部市のホームページ上で公開しています。

委員の皆様には、まず会議を公開とするか非公開とするか。

次に、会議録を全部記録とするのか要点記録とするのかというあたりをご検討いただければと思います。

(会 長) 事務局から説明がありましたが、公開については皆さんに自由な意見交換をしていただきたいと考えますので、会議は非公開とし、発言した委員の名前を非公開とした要点をまとめた議事録を、答申後に公開するというところでよろしいでしょうか。

委員から特に異議なし

2 資料の説明及び質疑応答について

(会 長) それでは、審議に入ります。事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局) <委員に配付した資料の説明～約55分>

(会 長) 資料説明について、質問はありませんか。

(委 員) 今回の審議会では、減額後の額を考慮して審議する方がよいのか、それとも条例上の額を考慮して審議する方がよいのか、どちらですか。

(事務局) 自主的な減額措置については、それぞれの首長によって考え方が異なります。この審議会では、本来の市長の給料月額等の適正な額がどのくらいであるのかを審議していただければと考えます。

(委 員) 自主的な減額措置は考慮しなくてよいのですか。

(事務局) その時々政治的な判断もありますので、あくまでも本来の適正額をご審議いただきたいと思います。

(委 員) 市長の給料月額が99万円から94万円になった経緯がありますが、これと同じように給料月額等をどうするのかというところを審議すればよいのか。

(事務局) そのとおりです。

前回の審議会から2年間経過していますので、その間の変動要素、宇部市の状況、市長の職責等を考慮され、どうするのかを審議いただきたいと思います。

また、各委員さんには各団体の代表という視点と、市民の立場からという両方の視点からご審議いただきたいと思います。

(委 員) 前回の審議会では、大幅な自主減額が実施されている中で、条例上の額を審議しても意

味がないのではとの意見があったそうですが。

(事務局) 自主減額につきましては、市長のマニフェスト項目でもありますので、大幅な減額措置となっているところですが、審議会では、あくまで基本となる条例上の額をご審議いただきたいと思います。

(委員) 報酬額等の上限を抑える、そして、自主減額も念頭に置きながら条例上の額が適正か否かを審議するというところで考えたいと思います。

(委員) 適正な額がどのくらいなのか判断は難しいところだが、財政状況が厳しいのであれば報酬額等も厳しくする必要はないでしょうか。

(委員) 他市の状況との比較が適正な額を審議する上での重点として大きいのか。

(事務局) 他市との比較も判断材料となりますが、各方面の委員さんの立場、感覚で考えていただきたいと思います。

(委員) 資料2の11ページですが、議員報酬の年間総額に対する市民一人当たりの額について、県内では人口規模が大きいと順位は低くなっているが、参考としてよいのか。

(事務局) その中に議員の条例定数と実数の記載があります。防府市は条例定数が27人に対して実数が25人、美祢市は26人に対して24人となっています。

また、議員の法定数は地方自治法の改正により、議員数の上限が撤廃され各自治体独自で定数を定めることができます。今後は自治体の判断により条例定数が変わることも考えられますが、改正されて余り時間が経っていないこともあり、現時点ではそれぞれの自治体の実情等を反映された議員数とはなっていません。現在のところ、県内では防府市で定数削減の議論がありますが、他の自治体では見直しの動きはありません。

したがって、現在の実数では、人口が少ないほど市民の負担が増えるため、県内の順位はあまり参考となりません。

(委員) 資料2の13ページですが、宇部市の議会運営委員会の開会延日数が他市と比較して少ないようです。何か理由があるのですか。

(事務局) 議会運営委員会は、議会の会期、日程調整など、議会の運営に関する事項等を審議するものであり、それ程日数を要するものではないと思われます。延日数が少ないということは議会運営がスムーズに行われているということではないかと思いますが、詳細については不明です。

(委員) 資料2の19、20ページを見ると県内の市は類似団体と比較して退職手当が高いことがわかります。

現在、民間では役員の退職金が必要なのかという議論があり、月額報酬の中に入れ込んだ方がという傾向にあります。退職金は積立のようなものです。

市長等の4年間の任期の支給総額を月額に換算した額他市との比較した資料をお願いします。

(事務局) 1期当たりの支給総額等がわかる資料を作成いたします。

(委員) 資料2の23ページで、周南市、萩市、長門市、美祢市については、減額措置をとっていませんが、何か理由があるのですか。

(事務局) 各自治体の首長の考えであると思われます。

(委員) これらの市は、条例上の額を引き下げているのですか。

(事務局) そういうわけではありません。

(委員) 資料2の25ページによると、行政委員の報酬を日額にしたのは、県内では宇部市のみです。他の自治体が月額から日額への見直しをしていないのはなぜでしょうか。

また、月額から日額に変更したことで生じた弊害などを議論すればよいのでしょうか。

(事務局) 本市では、前回から本審議会において非常勤職員の報酬について審議できるように条例改正しました。他の自治体が、同様に審議会で審議しているとは限りません。

また、地方自治法上、「報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」とあり、原則、日額が好ましいということになっています。

さらに、平成21年1月に、ある自治体で住民監査請求があり、行政委員の報酬は日額が適当という判例が出たこともあり、これが月額を日額に見直すきっかけとなりました。

このような状況の中で、当時は、全国の中で複数の自治体が月額から日額に見直しを行い、山口県も月額から日額に見直しされました。

そのような中で本市でも、地方自治法の趣旨、市民にわかりやすくするという観点からも日額とした経緯があります。

ただし、最近では必ずしも日額が好ましいというものではないとの判例が出たこともあり、これらの状況から各自治体では月額から日額への見直しが進んでいないのではないかと推測します。

また、この議論は、地方自治法の原則から、その勤務日数に応じて報酬を支給するため、いかにその活動を適正に評価するのか、目に見えない活動はどうするのか、という議論になると考えます。

(委員) 日額を導入してからの前後の効果を示した資料が欲しいのですが。

(事務局) 活動日数等をまとめた資料はあります。

(委員) 支給額は見直し前後でどのようになっているのか。

(事務局) 選挙管理委員会の委員長は月額時より若干増えていますが、総支給額としては大幅な減額となっています。

活動日数、決算額を取りまとめた資料がありますので、後日資料としてお示しします。

(委員) 議員年金制度についての資料がありますが、これについては何を審議すればよいのか。

(事務局) 議員年金については、国が定めており、金額をいくらとするということではできません。

議員年金制度は現在廃止されていますが、廃止前までに受給資格を満たしていた議員等には引き続き支給され、その財源は公費負担となっています。そして各自治体の公費負担額は、現在の報酬月額と議員数により算出されます。

議員の報酬額が変われば公費負担額が変わるということで、参考資料としています。

(会長) 他に何かありませんか。

(委員) 前回は審議会の委員として答申にも関わったので、話をさせていただきます。

前回の答申書が資料としてありますが、現在の特別職の報酬等が適正か否か、何を基準に考えればよいのかという議論の中で、答申書の中に「減額措置そのものについては、あくまで本来の報酬等の額の水準とは切り離れた観点から考えるべきものである」とあり、

この考えであれば現在の額を基準として考えてもよいのではないのでしょうか。そして、前回の答申以降に報酬額等を改定する要素があるのかが一つの観点となり、そのための材料が資料1となると考えます。

ただ、資料1だけで十分なのか。その他に必要な資料があるのか。私には良い考えが思いつきません。また、前回の考え方を踏襲してよいのかということもあります。

何かあれば意見をいただきたいのですが。

また、他の自治体がいつ報酬額等を改定されたのかがわかる資料を用意していただきたいと思います。

(会長) 委員の皆さんは必要な資料があれば事務局へお伝えください。
他には何かありませんか。

(委員) 民間の観点からすれば、トップの待遇は経営状況と活力が判断材料となると考えます。経営状況が反映されているのが経常収支比率と考えますが、活力は何をもって判断すればよいのでしょうか。

市長の給料が他市と比較して高くても、それだけの活動をされているのであれば、個人的には問題ないと思います。

審議会は2年周期で開催されていますが、必ず改定しなければならないのでしょうか。

(事務局) 必ず改定ということではありません。審議の結果、据え置きということでも問題ありません。

審議していただく方法としては、1からこの額が適正であるかを審議する方法、また、この2年間の状況、変動要素から審議するという方法も考えられます。

(委員) 審議会に関する質問、意見、改定に関する考え方、具体的な改定案を19日までに示すようになっていますが、今回の資料と資料説明だけで示すことは困難です。数字を示すとそれが一人歩きをしてしまいます。

(事務局) 具体的な額は、必ずしも記入していただく必要はありません。今回の委員さんには、前回の審議会を経験された方、また、初めての方もいらっしゃいます。経験された方は、前回の内容も踏まえて、初めての方は現時点での考え方を記入していただきたいと思います。

(会長) 皆さんには19日までに事務局へ提出いただき、記入されたものを事務局でまとめていただきます。

(事務局) 取りまとめる際には、様々な考えがあると思いますので、氏名は外したもので作成いたします。

3 第2回審議会日程等について

(委員) 今後のスケジュールの確認をしたいのですが。

(事務局) 事務局としましては、今月中にもう一度開催したいと考えています。

なお、委員の皆様はお忙しい方ばかりですので、全員が揃われるのは困難かと思えます。

各委員さんには事前にご都合をお尋ねしていますが、一番多くの委員さんに出席していただける日時としまして、10月31日の午前10時から2回目を開催したいと考えています。

3回目は11月中旬を予定しております。

11月中には答申をしたいと考えており、議会に上程となれば、12月議会には間に合いませんので、3月議会に諮りたいと考えています。

(委員) 分割して答申することはできませんか。

(事務局) 当初予算の都合もございますので、できれば1回でお願いしたいと思います。

(委員) 審議会は午後から開催するというのはいかがでしょうか。

15時から17時として、必要であれば時間外も審議できればと思うのですが、事務局としてはいかがでしょうか。

(事務局) 問題ありません。

これまで午前であれば10時から12時、午後であれば移動の時間も考慮して14時から16時としていました。

第2回は、15時から開催ということでもよろしいでしょうか。

第2回審議会については、都合の悪い委員多数

(事務局) それでは、次回の審議会は、10月31日午前10時からとし、第3回目以降は原則15時から17時ということで、よろしいでしょうか。

委員から特に異議なし

次回開催日時は10月31日(水)午前10時からとする。

審議会終了時刻 12時10分

以上